

栃木県労働基準協会連合会

平成24年6月1日

創刊号

発行 (社)栃木県労働基準協会連合会
〒321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館4階
TEL: 028-678-2771 FAX: 028-678-2775 Email: info@tochikiren.or.jp
http://www.tochikiren.or.jp
発行人 細谷正英 印刷 鈴木印刷株式会社

contents

広報誌創刊の御挨拶	1
「栃木県労働基準協会連合会広報」の創刊にむけて	2
栃木労働局 平成24年度行政運営方針を公表	2
第85回全国安全週間の実施について	4
職場意識改善助成金制度のご案内	5
最低賃金引上げに向けた中小企業支援対策事業のご案内	6
改正育児・介護休業法等説明会のご案内	7
平成24年度の労働保険年度更新の申告・納付期間は 6月1日～7月10日となります。	7
職場にパワーハラスメントはありませんか	8
編集後記	8
産業保健だより	9
地区労働基準協会情報	10
地区労働基準協会めぐり	11
平成24年度各種技能講習等実施計画表(6月～9月)	12



写真：日光華厳の滝

広報誌創刊の御挨拶

(社) 栃木県労働基準協会連合会会長 藤井昌一

(社) 栃木県労働基準協会連合会の役員の皆様、地区労働基準協会の会員、役員の皆様方には、平素、事業活動に邁進されながらも鋭意、労働基準協会活動に御尽力いただいておりますことを厚く御礼申し上げます。

大震災と原発事故の復興対策やタイ洪水の影響による自動車・電器機械産業の落ち込み、欧州債務問題やイラン情勢による円高・原油高等の打ちよせる困難にも総力をふりしぼって対処されておられることに敬意を表します。

さて、今般、当連合会において広報誌を発行することといたしました。

当連合会は昭和23年、その前年に施行された労働基準法の普及啓発、調査研究等を目的として県内各地の地区労働基準協会により設立されました。

また、平成51年4月には社団法人化して県内の地区労働基準協会の要として社会的にも期待に応える活動と責任を自覚し、また昭和47年の労働安全衛生法の施行とともに現在の登録教習機関制度の前身の指定教習機関となり、各種技能講習や研修、安全衛生大会の挙行など、県内の労働基準行政の推進と安全衛生水準の向上に、少しなりともお役に立ってまいりました。

そして、平成18年にはホームページを立ち上げ、行政展開の情報や中央労働災害防止協会、全国労働基準関係団体連合会の情報、技能講習の情報などを広く発信してまいりました。

しかし、広報誌については刊行の御要望もあり必

要性も認識しておりましたが刊行に至らず課題となっております。

当連合会は、来年にも公益法人改革の一環として一般社団法人への認可を目指しておりますが、その定款にも「会誌、資料配布等による広報の事業」を盛り込むこととしております。

労務関係や労働安全衛生に関する情報は年を負うごとに膨大なものになり、ホームページやメールマガジンで、要求者に伝達配信する方法も普及し始めてはありますが、主体的に情報収集を試みなくても、必要十分な労働関係の情報を大多数の会員他の事業主が無条件で享受できる体制を整備しておくことも、公益を優先する団体としての責務であると思われま

す。これらの情報提供が、労働者の福祉の向上と産業安全衛生の確保、事業者の事業活動、労働生産性の向上等に、今後も確実に寄与するためには、将来はウェブサイトの利用やメールマガジン等に発展する可能性も、当然視野に入れてはおりますが、当面、印刷物による広報誌を発行することといたしました。

労働基準協会活動の御指導をいただいております関係機関におかれましては、今後、発信情報の提供や適切な監修をお願いするところでありま

すし、配信先の各機関、団体、会員様には、多くの投稿寄稿を御期待いたしております。当連合会の会誌たる広報誌が所期の目的を達成するために、継続発行に多くの皆様方の御協力をいただきたく、お願いかたがた創刊の御挨拶といたします。





「栃木県労働基準協会連合会広報」の創刊にむけて

栃木労働局長 藤井 敏行

このたび、社団法人栃木県労働基準協会連合会の広報誌「栃木県労働基準協会連合会広報」が創刊されるに当たり、一言お祝いの言葉を申し上げます。

貴会は、昭和23年創立以来、当局管内における一般労働条件の向上と労働災害防止のための各種事業を積極的に展開されているところであり、とりわけ各種技能講習、能力向上教育については、栃木労働局登録教習機関として、年間約3000名にも及ぶ受講者に対し安全衛生教育を実施するなど、安全衛生水準の維持向上に多大な貢献を頂いているところです。

貴会は現在、平成25年度までの一般社団法人への移行に向け鋭意準備中と聞いておりますが、そのような節目に、発行部数が6000部を超える独自の広報誌を発行されることは、貴会のみならず傘下の地区労働基準協会が行う各種事業についてもより一層の周知拡大効果が期待される所であり、誠に時宜を得たものと心よりお慶び申し上げます。

社会における情報化が一層進展する中、各種情報媒体の充実は一層重要性が増していることから、貴会報が時代にマッチしたよりよいものとなり、十分に効果を発揮されるようご期待いたします。

さて、本年の当局管内の経済情勢につきましては、東日本大震災や原発事故の影響に加え円高、原油高などにより依然として厳しい状況にあるものの、復興需要や個人消費の改善、サプライチェーンの回復などにより緩やかながらも持ち直しの傾向で推移しております。

このような状況下において、県内の有効求人倍率については、本年3月値で0.74倍と全国平均の0.76倍には及ばないものの、回復傾向が続いており、県内の各労働基準監督署に寄せられる申告・労働相談件数についても、依然高水準ながらも景気の回復傾向を受け減少傾向で推移しております。

一方、県内における労働災害の発生状況は、平成23年は、死亡災害は前年比11人減の15人と大幅に減少しましたが、休業4日以上死傷者数は-1.1%と微減に止まりました。本年につきましては、4月末現在、死亡災害は前年比半減の4人と引き続き大幅な減少傾向で推移していますが、休業4日以上死傷者数は前年比14.2%と増加に転じております。

労働災害については、全国的に2年連続で増加したことなどから、今年度は特に労働災害防止対策について全国的に取り組みを強化しているところです。

間もなく、本年で85回目となる全国安全週間を迎えますが、真の安全文化の定着に向け、関係者全員が一丸となって、リスクアセスメントを軸とした安全管理体制の確立と安全水準の向上に取り組まれるようお願いいたします。

結びに、貴会並びに会員企業の限りないご発展と無災害を祈念し、貴会広報誌創刊へのお祝いの言葉と致します。

栃木労働局 平成24年度行政運営方針を発表

栃木労働局は4月上旬に行政運営方針を発表しました。

栃木県内の雇用・労働環境は厳しい状況が続くことが予想される中で、行政には雇用・労働分野におけるセーフティネット機能を発揮することが期待されており、また、少子高齢化社会に向けて安心して働けるような我が国社会の活力を維持・発展させていくための労働行政の展開が必要として、地方公共団体等関係機関・団体と緊密な連携の下に専門性を発揮しつつ、労働基準行政、職業安定行政、雇用均等行政が一体となって効果的な行政運営を果たすとして、以下の基本方針と重点施策を示しました。

第1 平成24年度栃木労働局行政運営基本方針

1 健康で安心して働くことができる労働環境の整備

労働条件の確保や長時間労働による健康障害の防止、メンタルヘルス対策及び労働災害防止対策などを重点にするほか、迅速・適正な労災補償の運営に努めるなど、健康で安心して働くことができる労働環境の整備を図る。

2 働きがいのある人間らしい仕事の実現

若者・女性・高齢者・障害者の就業の実現、貧困・困窮者支援、非正規労働者への総合対策を強化し、意欲と能力に応じて参加できる全員参加型社会を実現して就業率を向上させるほか、「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」の実現に取り組み、雇用の質の向上を図る。

3 労働者の就業環境整備と家庭生活の両立支援対策の推進

男女雇用機会均等法に基づく配置・昇進の性差別に係る指導に重点を置き、企業の「ポジティブ・アクション（女性の活躍推進）」の具体的な行動の働きかけを行う。

また、男女ともに仕事と生活の両立の実現に向けて改正育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法による指導を実施する。

第2 栃木労働局の平成24年度の重点施策

1 東日本大震災等からの復旧・復興支援及び円高への対応のための雇用・労働施策の実施

確実な就労支援、雇用創出にとりくむほか、本格化する震災復旧関連作業の安全衛生対策に万全を期す。長期化する円高等に対するきめ細かい対策を実施する。

2 総合労働行政機関としての重点施策として

地域に影響を及ぼす企業倒産、雇用調整が発生した場合、労働条件の確保、雇用の安定等を図るための総合的かつ機動的な対応を図るほか、次世代育成支援対策、派遣労働者の保護及び就業条件の確保対策、外国人雇用対策等の取り組みを推進する。

3 労働基準行政の重点施策

法定労働条件の遵守徹底のための迅速かつ厳正な対応を行うとともに、労働条件の向上・労働環境の改善に向けた労使の取組を効果的に促すための施策を実施する。

また、労働者の権利の迅速かつ適正な救済の観点から、いわゆるPDCAサイクルを引き続き適切に実践し、行政サービスの向上に努める。

そして、「健康で安心して働くことのできる労働環境の整備」のため、

- 労働者の法定労働条件の履行確保
- 労働者の安全と健康の確保
- 被災労働者等に対する迅速・適正な労災補償給付

の3点を労働基準行政の重点施策として全力で取り組むほか、下記を主な施策とする。

- (1) 労働条件の確保・改善対策
- (2) 最低賃金制度の適切な運営
- (3) 適正な労働条件の整備
- (4) 労働者の安全と健康確保対策の推進
- (5) 労災補償対策の推進
- (6) 家内労働対策の推進

4 労働保険適用徴収業務の重点施策

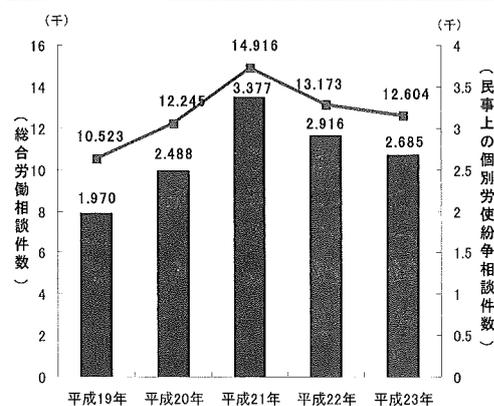
- (1) 労働保険料の適正徴収
- (2) 労働保険の未手続事業一掃対策の推進

5 個別労働紛争解決制度の積極的な運用

- (1) ワンストップサービスの提供
- (2) 口頭助言の積極的な実施、あっせん制度の的確な運用

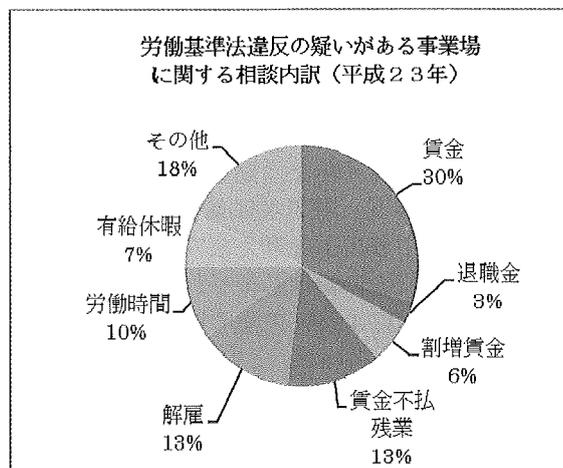
6 職業安定行政及び雇用均等行政の重点施策（省略）

総合労働相談コーナーにおける相談受付件数



※総合労働相談とは、法令制度の問合せ、労働紛争に関する相談など、総合労働相談コーナーに寄せられたすべての相談をいいます。

労働基準法違反の疑いがある事業場に関する相談内訳（平成23年）



— 労働災害防止に向けた更なる取組をお願いします —

<第 85 回全国安全週間の実施について>

1 労働災害の発生状況

平成23年の栃木県における労働災害の発生状況は、東日本大震災を直接原因とする災害を除いて、全産業における休業4日以上死傷者数は、1,715人と、前年より1.1%減少し、うち死亡者数は15人と前年より11人の減少となりました。

死傷者数を業種別にみると、製造業、建設業、林業等で増加し、道路貨物運送業、その他の事業等で減少しています。

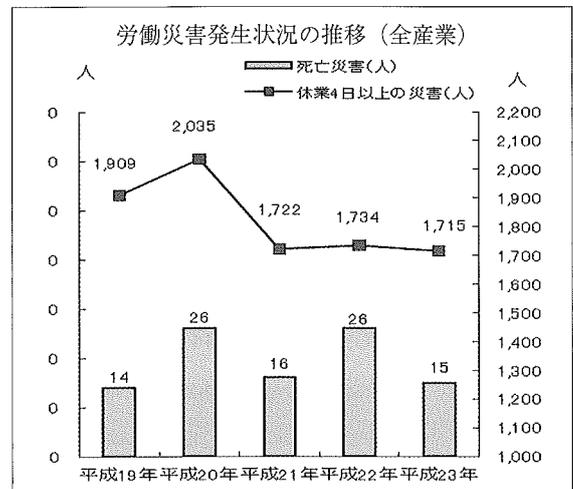
このうち、製造業の中では、食料品製造業、窯業土石製品製造業が前年より減少したものの、金属製品製造業、機械器具製造業等で増加し、製造業全体で6.6%の増加となっています。

また、建設業では、東日本大震災により損壊した建物の改修工事等により建築工事業が大幅に増加しています。

一方、今年4月末日現在の全産業における休業4日以上死傷者数は、492人で、14.2%増、死亡者数は4人で4人減と、昨年同期と比較し、死傷者数が大幅に増加しています。

死傷者数を業種別に見ると、特に、製造業(25.2%増)、建設業(8.8%増)、道路貨物運送業・陸上貨物取扱業(51.4%増)で増加しています。

増加した要因としては、昨年は震災による直接的な被害、また、その後の計画停電等による生産活動の停滞があったその反動が要因と考えられます。このため、今後、労働災害は増加傾向で推移していくことが懸念されますので、本年は、第11次労働災害防止計画の最終年度でもあり、目標の達成に向けて更なる労働災害防止に向けた取組をお願いいたします。



2 全国安全週間

産業界での自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全表彰の高揚と安全活動の定着を図ることを目的に、全国安全週間が来る7月1日～7日(6月1日～30日までを準備月間)まで全国一斉に展開されます。本年で85回を迎えますが、労働災害を防止するためには、安全衛生の担当者や労働者による現場の確認、機械設備の安全基準や作業手順などの基本的なルールを守るという、原点に立ち返ることが必要であり、そのことによって労働者の安全を確保し、労働災害ゼロを目指していく必要があるという観点から平成24年度の安全週間は、

『ルールを守る安全職場 みんなで目指すゼロ災害』

をスローガンとして実施されます。

関係各位におかれましては、本週間を契機に労働災害ゼロを目標に、より一層の労働災害防止活動を展開していただきますようお願いいたします。

平成23年・署別業種別労働災害発生状況
(23.1~12月)

(前年との比較)

平成23年 確定値

		栃木労働局管内					震災計
		22年	23年	増減数	増減率	比率	23年
全産業計		26	15	-11			2
		1734	1715	-19	-1.1	100.0	15
製造業計		5	2	-3			
		498	531	33	6.6	31.0	3
製 業	食 料 品	131	109	-22	-16.8	6.4	
	繊維製品	10	9	-1	-10.0	0.5	
	木材木製品	29	27	-2	-6.9	1.6	
	家具製品	11	13	2	18.2	0.8	
	化学工業	18	64	16	33.3	3.7	1
	窯業土石製品	1		-1			1
		31	24	-7	-22.6	1.4	1
	金属製品	1	2	1			
		82	91	9	11.0	5.3	
	一般機械器具	29	38	9	31.0	2.2	1
	電気機械器具	12	26	14	116.7	1.5	
	輸送用機械器具	1		-1			
		45	55	10	22.2	3.2	
ガス・電気・水道業		4	4	∞		0.2	
上記以外の製造業	2		-2				
	70	71	1	1.4	4.1		
土石採取業	7	11	4	57.1	0.6		
建設業計	9	8	-1				
	244	262	18	7.4	15.3	2	
建 設 業	土木事業	2	1	-1			
		53	50	-3	-5.7	2.9	2
	建築工事業	4	6	2			
		136	168	32	23.5	9.8	
	(木建工事業)	2		-2			
	44	58	14	31.8	3.4		
その他の建設	3	1	-2				
	55	44	-11	-20.0	2.6		
交通運輸業	1		-1				
	15	10	-5	-33.3	0.6		
道路貨物運送業	2	2	±0			1	
陸上貨物取扱業	246	181	-65	-26.4	10.6	2	
林 業	18	23	5	27.8	1.3		
その他の事業	9	3	-6			1	
	706	695	-11	-1.6	40.5	8	
鉱 業							
		2	2	∞		0.1	

上段：通報による死亡災害で内数
下段：労働者死傷届報告による休業4日以上の災害
震災計：東日本大震災を直接の原因(地震及び津波)とする災害件数を意味し、外数である。

平成24年・署別業種別労働災害発生状況
(24.1~4月)

(前年との比較)

平成24年4月末日現在

		栃木労働局管内					震災計
		23年	24年	増減数	増減率	比率	23年
全産業計		8	4	-4			
		431	492	61	14.2	100.0	
製造業計		1	1	±0			
		135	169	34	25.2	34.3	
製 業	食 料 品	28	39	11	39.3	7.9	
	繊維製品	1	5	4	400.0	1.0	
	木材木製品	12	15	3	25.0	3.0	
	家具製品	2	1	-1	-50.0	0.2	
	化学工業	18	20	2	11.1	4.1	
	窯業土石製品	4	5	1	25.0	1.0	
	金属製品	1		-1			
		25	30	5	20.0	6.1	
	一般機械器具	7	10	3	42.9	2.0	
	電気機械器具	5	3	-2	-40.0	0.6	
	輸送用機械器具	14	17	3	21.4	3.5	
	ガス・電気・水道業	1		-1		∞	
	上記以外の製造業	18	24	6	33.3	4.9	
土石採取業	3	2	-1	-33.3	0.4		
建設業計	2	2	±0				
	68	74	6	8.8	15.0		
建 設 業	土木事業	1	1	±0			
		24	20	-4	0.0	4.1	
	建築工事業	2	1	-1			
		37	41	4	10.8	8.3	
	(木建工事業)	7	11	4	57.1	2.2	
その他の建設	7	13	6	85.7	2.6		
交通運輸業	4	3	-1	-25.0	0.6		
道路貨物運送業	1		-1				
陸上貨物取扱業	37	56	19	51.4	11.4		
林 業	5	7	2	40.0	1.4		
その他の事業	4	1	-3				
	178	181	3	1.7	36.8		
鉱 業	1		-1		∞		

上段：通報による死亡災害で内数
下段：労働者死傷届報告による休業4日以上の災害
*東日本大震災を直接の原因(地震及び津波)とする死傷者15名(死亡2名・休業災害13名)は含まれていない。

職場意識改善助成金制度のご案内

この制度は、中小企業における労働時間等の設定の改善を通じた職場意識の改善を促進するため、職場意識改善に係る2カ年の計画を作成し、この計画に基づく措置を効果的に実施した中小企業の事業主に対して、助成金を支給する制度です。(※「労働時間等の設定の改善」とは、労働時間、年次有給休暇等に関する事項について、労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対して、労働時間等をより良いものとしていくことをいいます。)

支給対象

中小企業であって、労働時間等の設定改善をするために必要な事項を盛り込んだ計画(職場意識改善計画:2年間)を策定し、同計画に基づき一定の成果を上げている者です。

改善助成金は、次の1から6までのいずれにも該当する事業主に対して支給します。

1. 労働者災害補償保険の適用事業主であること。
2. 資本金又は出資の総額が3億円(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円)以下である事業主及びその常時使用する労働者の数が

300人（小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人）以下である事業主であること。

3. 業種が次の（1）又は（2）の区分による事業主であること。
 - （1）建設業、情報通信業又は運輸業に属する事業主
 - （2）（1）以外の業種に属する事業主にあつては、事業開始前1年における労働者の年次有給休暇の取得率が50%未満又は1か月平均所定外労働時間数が10時間以上であるもの
4. 事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「都道府県労働局長」という。）に職場意識改善計画認定申請書及び労働時間等の設定の改善に向けた職場意識改善に係る計画（以下「職場意識改善計画等」という。）を届け出、次の（1）及び（2）の認定を受けた事業主であること。
 - （1）職場意識改善計画等を策定すること
 - （2）2年間に亘り、所定外労働の削減や年次有給休暇の取得促進など労働時間等の設定の改善に向けた職場における意識改善に積極的に取り組む意欲があり、かつ成果が期待できること。
5. 職場意識改善計画に基づき、労働時間等設定改善委員会の設置等労働時間等の設定の改善を促進するために必要な体制の整備など、職場意識改善に係る措置を行い、効果的に実施した事業主であること。
6. 4及び5に基づく措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

申請期間

平成24年4月1日～7月末日（※ただし申請件数の状況などによって申請の受付を早めに締切場合があります。）

（問い合わせ先 栃木労働局労働基準部監督課）

最低賃金引上げに向けた中小企業支援対策事業のご案内

最低賃金の引き上げに取り組む中小企業事業主の皆様のために、国の支援事業として、相談支援事業と業務改善助成金事業の2つがあります。

1. 相談支援事業は、中小企業が抱える経営面と労働面の相談を1ヶ所に対応するもので、宇都宮市に相談窓口を設置する最低賃金総合相談支援センターと県北、県南、県西の3ヶ所に相談窓口を設置する最低賃金相談支援コーナーとがあり、相談窓口には各々コーディネータを配置して訪問又は電話等による労働面等の相談に対応します。

なお、労働面の専門家である社会保険労務士や経済産業中小企業支援ネットワーク強化事業と連携を図って経営面の専門家を無料で派遣いたしますのでご利用下さい。栃木県最低賃金総合相談支援センターは栃木県行政書士会館内にあり、電話番号は028-611-1008です。
2. 業務改善助成金事業は、事業場内で最も低い時間額を4年以内に800円以上とする計画を作成し、業務改善を目的に労働能率の増進に資する設備の導入や賃金制度の見直しなどの改善を行なった場合に、改善経費の2分の1（上限100万円）を助成するものです。

これまでに業務改善助成金の支給を受けた企業は全国では420社、栃木県内では16社あります。

県内の具体的な申請事例を2例紹介いたしますので参考にしてください。

- 清涼飲料水の製造（従業員 7名、時間給750円を800円に引き上げ）

業務の効率化と安全性の向上を図るため、食料品製造機械の殺菌・洗浄装置を導入する。これまで危険物取扱者が薬品を使用して行っていた食品製造機械及び壁・床等の食品が触れるものすべての殺菌・洗浄業務を、食品製造機械の殺菌・洗浄装置の導入により、安全に早く作業ができ、また、一部の人手しか扱えなかった作業が誰でも行えるようになり、作業時間の短縮と業務の効率化及び労働者の作業環境改善が図られた。
- 自動車修理、販売（従業員 5名、時間給790円を830円に引き上げ）

自動車の修理・車検整備の事務処理の効率を上げるため、整備システム、板金システム、車両販売支援システムを導入する。これにより、自動車の修理及び車検整備にかかる事務処理・管理業務に費やしていた労働時間の短縮が見込まれ、その時間を営業に当て、売り上げの拡大につながる。

※ 詳しくは、栃木労働局賃金室（☎：028-634-9109 FAX：028-632-6585）までお問い合わせ下さい。

全 面
施行 !!

平成24年
7月1日から
全面施行!!

改正育児・介護休業法等説明会のご案内

男女ともに、仕事と家庭の両立ができる働き方の実現を目指し、平成 21 年、育児・介護休業法が改正されました。平成 24 年 7 月 1 日より、これまで適用が猶予されていた以下の制度が、労働者数が 100 人以下の事業主にも適用になり、就業規則の改正が必要です。

- ◆ 育児のための短時間勤務制度（1日6時間の短時間勤務ができる制度）
- ◆ 育児のための所定外労働の制限（残業が免除される制度）
- ◆ 介護休暇（介護などの必要がある日について仕事を休める制度）

改正法の全面施行に合わせ、育児・介護休業等規定の整備を行っていただくとともに、助成金をご活用いただくことを目的として、以下のとおり説明会を開催いたしますので、是非、ご参加ください。

	県北会場（大田原）	県央会場（宇都宮）	県南会場（栃木）
日時	平成 24 年 6 月 13 日（水） 13:30～16:00	平成 24 年 6 月 21 日（木） 13:30～16:00	平成 24 年 6 月 26 日（火） 13:30～16:00
場所	大田原市ふれあいの丘 大田原市福原 1411-22 ☎ 0287-28-3131	とちぎ福祉プラザ3F福祉研修室 宇都宮市若草 1-10-6 ☎ 028-621-2940	ニューアプロニー 栃木市河合町 3-26 ☎ 0282-22-8743
定員	90 名	150 名	120 名
内容	1. 改正育児・介護休業法の概要及び規定の整備について 2. 両立支援助成金について 3. 均衡待遇・正社員化推進奨励金について 4. キャリア形成促進助成金について ※ 説明会終了後、個別相談コーナーを開設します。		



参加
無料

【お問い合わせ・お申し込み先】

栃木労働局雇用均等室（TEL:028-633-2795）

お申し込みは、栃木労働局 HP (<http://tochigi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>) のイベント情報から申込用紙をダウンロードして、FAX (028-637-5998) 又は郵送でお申し込み下さい。

平成 24 年度の労働保険年度更新の申告・納付期間は 6 月 1 日～7 月 10 日となります。

概算・確定保険料の申告・納付は、栃木労働局労働保険徴収室・労働基準監督署において受付けておりますが、最寄りの日本銀行歳入代理店・郵便局等でも取り扱っています。手続きの際は、申告書と納付書を切り離さないで、保険料を添えて窓口へ提出してください。

なお、申告書作成の結果、納付すべき保険料が発生しない場合や口座振替を利用されている場合は、金融機関で申告書のお取扱いができませんので、その際は、栃木労働局又は労働基準監督署へ直接提出してください。

年度更新申告書の審査業務が平成 23 年度より外部委託されており、本年度も引き続き外部委託となります。

本年度の外部委託先は、(株)日比谷情報サービス に決定しており、申告書の記載内容の確認のため、外部委託先から電話連絡を行う場合がありますのでご了承ください。

本年度の改正点

平成 24 年度より次のように変更となりました。

平成 24 年度の概算保険料より適用することとなります。

- ・労災保険率の変更が生じており、55業種の内、引き上げが8業種、引き下げが35業種となっています。
- ・雇用保険率も以下のとおり変更となっています。

	変更前（平成23年度確定保険料まで）	変更後（平成24年度概算保険料より）
一般の事業	1000分の15.5(うち被保険者負担 1000分の6)	1000分の13.5(うち被保険者負担 1000分の5)
農林水産清酒製造の事業	1000分の17.5(うち被保険者負担 1000分の7)	1000分の15.5 (うち被保険者負担 1000分の6)
建設の事業	1000分の18.5(うち被保険者負担 1000分の7)	1000分の16.5(うち被保険者負担 1000分の6)

- ・建設事業の労務費率も変更されています。
- ・有期事業のメリット制の適用要件について、確定保険料の額に係るものがこれまでの100万円以上から40万円以上に変更されました。

詳しくは、栃木労働局労働保険徴収室（028-634-9113）・労働基準監督署または公共職業安定所にお尋ねください。

栃木労働局労働保険徴収室

職場にパワーハラスメントはありませんか？

「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」では、平成23年7月から、①この問題の現状と取り組みの必要性②どのような行為を予防・解決すべきか③この問題への取り組みの在り方などについて議論を重ね、平成24年3月15日に「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」を取りまとめました。提言は厚生労働省のホームページで公表していますのでご覧ください。

この提言を職場内に周知し、一人ひとりの尊厳や人格が尊重される職場づくりに努めましょう。

◆詳しくはこちら <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000025370.html>

編集後記

年が明けてから広報誌を隔月発行することが具体化してきました。

兎にも角にも未経験な分野ですから、ワクワク感と???でいっぱいでしたが、次は早くも第2号を考えております。原稿を作成して下さいました関係機関の皆様ありがとうございました。期日を厳守していただき感謝に堪えません。原稿をいただきながら誌面の都合上、次号に回した記事がありましたがお詫びを申し上げます。さて、熱中症はその知識が鍵です、研修・教育の充実を望みます。

(藤田)

平成24年度 全国産業安全衛生大会

10月24日(水)～26日(金)

富山県富山市 富山市総合体育館外

特別講演 野口 健 (アルピニスト)

緑十字展 2012 「働く人の安心づくりフェア」 in TOYAMA

富山産業展示館 (テクノホール)
「全国産業安全衛生大会」同時開催

＜特別企画＞

- ・東日本大震災を踏まえた特別展示
- ・安全衛生保護具体験パーク

☆全国大会・緑十字展の御案内・申込などの詳細は次号(8月下旬)でご紹介いたします。

なお、事前に詳しくお知りになりたい方は当連合会(電話028(678)2771)にお尋ね下さい。

お知らせ

産業保健だより

平成24年度 産業保健セミナー予定表（平成24年6月～8月）

産業保健関係者や労務担当者の方々を対象に無料セミナーを開催しています。

	日 程	セミナー等の内容	講 師	開催場所
1	6月1日(金) 15:00～17:00	メンタルヘルス事例検討会	メンタルヘルス担当 遠乗秀樹 相談員	住友生命宇都宮ビル 5階共用会議室
2	6月7日(木) 14:00～16:00	職場における熱中症対策 (24年夏を迎えるにあたって)	産業医学担当 倉富靖子 相談員	宇都宮市文化会館 研修室
3	6月13日(水) 15:00～17:00	食源病(現代の食生活と病気の関係)	産業医学担当 湯川 悟 相談員	住友生命宇都宮ビル 5階共用会議室
4	6月20日(水) 15:00～17:00	除染作業と放射性物質	労働衛生工学担当 岡本佳久 相談員	住友生命宇都宮ビル 5階共用会議室
5	6月21日(木) 14:00～16:00	お口の病気と全身との係り	産業医学担当 阿部哲夫 特別相談員	住友生命宇都宮ビル 5階共用会議室
6	6月29日(金) 14:00～16:00	セルフケア 考え方を改めて心と体を軽くする 職場で使える認知行動療法の基礎	カウンセリング担当 坂寄和弘 特別相談員	住友生命宇都宮ビル 5階共用会議室
7	7月6日(金) 15:00～17:00	メンタルヘルス事例検討会	メンタルヘルス担当 遠乗秀樹 相談員	住友生命宇都宮ビル 5階共用会議室
8	7月18日(水) 15:00～17:00	局所排気装置の効果的利用～模型を使った実習 を中心に～	労働衛生工学担当 秋葉一好 相談員	住友生命宇都宮ビル 5階共用会議室
9	7月19日(木) 15:00～17:00	騒音職場の健康管理	産業医学担当 杉澤誠祐 相談員	住友生命宇都宮ビル 5階共用会議室
10	7月24日(火) 14:00～16:00	「部下をうつにしない」リーダーの心得	カウンセリング担当 岡本由利子 相談員	宇都宮市文化会館 第2会議室
11	7月25日(水) 15:00～17:00	事業所における禁煙化・分煙化への対応(栃木 県の職場における分煙の実態も踏まえて)	産業医学担当 小林 淳 相談員	住友生命宇都宮ビル 5階共用会議室
12	8月2日(木) 15:00～17:00	海外勤務者への健康管理	産業医学担当 倉富靖子 相談員	住友生命宇都宮ビル 5階共用会議室
13	8月3日(金) 15:00～17:00	メンタルヘルス事例検討会	メンタルヘルス担当 遠乗秀樹 相談員	住友生命宇都宮ビル 5階共用会議室
14	8月8日(水) 15:00～17:00	産業保健の最新の話	産業医学担当 湯川 悟 相談員	住友生命宇都宮ビル 5階共用会議室
15	8月23日(木) 19:00～21:00	健康にまつわる安全衛生配慮義務と企業の責任	関係法令担当 大森良雄 特別相談員	栃木県総合文化センター 第3会議室
16	8月31日(金) 14:00～16:00	積極的傾聴法 話の聴き方とポイント	カウンセリング担当 坂寄和弘 特別相談員	住友生命宇都宮ビル 5階共用会議室

* 定 員 : 30名(先着順)

* 費 用 : 無 料

* セミナー内容 : 当センターホームページをご覧ください <http://www.tochigisanpo.jp/>

* 会 場 : 開催場所に記載 各会場の住所は次のとおり

・住友生命宇都宮ビル(宇都宮市大通り1-4-24, 栃木産業保健推進センター入居ビル)

・宇都宮市文化会館(宇都宮市明保野町7-66)

・栃木県総合文化センター(宇都宮市本町1-8)

* 後 援 : 栃木労働局・各労働基準監督署

* お申し込みは FAX 028-643-0695 Eメール info@tochigisanpo.jp

* お問合せは 栃木産業保健推進センター TEL 028-643-0685

* 日程・開催場所等変更の場合には、ホームページ、メールマガジン等でお知らせいたします

研修日程、研修内容など早期情報入手は便利なメールマガジン登録を!

◆お問い合わせ先 独立行政法人労働者健康福祉機構 栃木産業保健推進センター TEL 028-643-0685

地区労働基準協会情報

(社) 宇都宮労働基準協会 (028-633-4133)

- ① 6月11日(月) 宇都宮地区産業安全大会
宇都宮市文化会館
- ② 6月14日(木) 労働保険年度更新説明会
宇都宮市文化会館
- ③ 6月15日(金) 労働保険年度更新説明会
高根沢町民センター
- ④ 6月18日(月)・19日(火) 職長等教育
栃木県護国会館
- ⑤ 6月29日(金) じん肺健康診断
城山地区市民センター
- ⑥ 7月9日(月)・10日(火) 衛生管理者能力向上教育
栃木県護国会館
- ⑦ 8月6日(月)・7日(火) 安全管理者選任時研修
栃木県護国会館
- ⑧ 9月11日(火) 宇都宮地区労働衛生大会
宇都宮市文化会館

(一社) 足利労働基準協会 (0284-73-6660)

- ① 6月8日(金) 労働保険年度更新説明会
足利市民プラザ
- ② 6月14日(木) 労働安全研修会
(旧安全週間説明会)
足利市民プラザ
- ③ 6月16・17・23・24日 フォークリフト技能講習(共催)
足利市民プラザ外
- ④ 7月2日(月) 労働災害半減運動パレード
足利市民プラザ外
- ⑤ 7月21日(土)・22日(日) 職長教育
足利市民プラザ
- ⑥ 9月14日(金) 労働衛生研修会
(旧労働衛生週間説明会)
足利市民プラザ
役員会・理事会
足利市民プラザ
- ⑦ 同日

(一社) 栃木労働基準協会 (0282-24-7758)

- ① 6月8日(金) 安全管理研修会
(安全週間説明会)
栃木市文化会館
- ② 6月14日(木)・15日(金) 職長教育
栃木商工会議所
- ③ 7月5日(木) 6日(金) アーク溶接特別教育
栃木商工会議所
- ④ 7月13日(金) リスクアセスメント実務研修会
栃木商工会議所
- ⑤ 9月11日(火) 労働衛生研修会
(労働衛生週間説明会)
栃木市文化会館
- ⑥ 9月13日(木) 産業用ロボットの教示特別教育
栃木商工会議所

(一社) 佐野労働基準協会 (0283-24-6470)

- ① 6月5日(火)・6日(水) 職長教育
佐野市勤労者会館
- ② 6月20日(水)・21日(木) 有機溶剤作業主任者
技能講習
(足利・栃木協会と共催)
栃木商工会議所
- ③ 6月27・28・29・30日 フォークリフト技能講習(共催)
佐野市勤労者会館
- ④ 7月11日(水) 安全週間会員相互見学会・安全講話
Hマリアージュ仙水
- ⑤ 7月19日(木) リスクアセスメント構築講座
佐野市勤労者会館
- ⑥ 8月21日(火) 研削といし取替等の業務特別教育
佐野市勤労者会館
- ⑦ 9月12日(水) 全国労働衛生週間準備説明会
佐野市文化会館

(一社) 鹿沼労働基準協会 (0289-62-8633)

- ① 6月8日(金) 全国安全週間準備説明会
鹿沼市職業訓練センター
- ② 7月4日(水) 安全パトロール
場所未定
- ③ 9月予定 優良事業場視察研修 場所未定
- ④ 9月予定 全国労働衛生週間準備説明会
場所未定
- ⑤ 9月予定 リスクアセスメント研修
場所未定

(社) 塩那労働基準協会 (0287-22-7100)

- ① 6月6日(水)・7日(木) 第1回職長教育
県北体育館研修室
- ② 6月12日(火) 全国安全週間説明会
那須野が原ハーモニーホール
- ③ 6月26日(火) 安全管理者・安全衛生推進者・
安全担当者研修
県北体育館研修室
- ④ 7月3日(火)・4日(水) 安全管理者選任時研修
県北体育館研修室
- ⑤ 9月5日(水) 労働衛生週間説明会
那須野が原ハーモニーホール
- ⑥ 9月19日(水) 粉じん作業特別教育
県北体育館研修室

日光労働基準協会 (0288-21-2047)

- ① 6月13日(水) 全国安全週間説明会・産業安全部会
日光市大沢公民館
- ② 7月安全週間で 会員事業場安全パトロール、安全標語の選考
会員事業場、日光監督署
- ③ 8月予定 日光地区リスクアセスメント等協議会総会
未定
- ④ 9月予定 全国労働衛生週間説明会・労働衛生部会
未定

(一社) 真岡労働基準協会 (0285-82-5185)

- ① 6月6日(水) チェーンソー以外の振動工具
取扱い安全衛生教育
真岡市公民館
- ② 6月12日(火) 全国安全週間説明会
真岡市青年女性会館
- ③ 6月13日(水) 研削といし取替等特別教育
真岡商工会議所
- ④ 6月18・19・20日 玉掛技能講習(共催)
真岡市公民館
- ⑤ 6月26日(火) リスクアセスメント実務研修
真岡市青年女性会館
- ⑥ 7月3・4・5・6日 フォークリフト運転技能講習(共催)
真岡市公民館
- ⑦ 7月19日(木) フォークリフト運転安全衛生教育
真岡市公民館
- ⑧ 7月25日(水) 高所作業に対する教育(墜落・転落防止)
真岡市公民館
- ⑨ 8月9日(木)・10日(金) 職長教育
真岡市公民館
- ⑩ 8月29日(水)・30日(木) 安全管理者選任時教育
真岡市公民館



地区労働基準協会めぐり①

各地区労働基準協会の概況や事務局、ユニークな行事などをシリーズでご紹介いたします。

最初は栃木県労働基準協会連合会の事務局からです。

宇都宮市築瀬町の田川沿いにある栃木県建設産業会館の4階西端の明るい事務所です。

今回は職員に趣味や現在熱中していることを聞いてみました。(F)

(写真前列左から) 細谷正英専務は、「東京生まれなので田舎暮らしをしたい」と、会津・柳津町に移住?を画策していて、土日はプレ田舎暮らしを満喫しているそうです。

旅行が好きで奥様と写真の出来を競い合い、「お前の(写真の)ほうがいい」と言うのが円満の秘訣だそうです。

関根時夫さんは、「趣味は農林業、特に米作り、コシヒカリ専門!」と豪語しています。野菜担当は奥様だそうですがお手伝いもしているんでしょうね。

技能講習を担当していて、修了試験が「全員合格」と聞くと「破顔一笑」。(後列左から)

不肖藤田英二は、撮影がてらの里山歩きとスキーと鮎釣りで1年が過ぎていましたが、少し反省をして、時々、雀の宮の新図書館に通っています。この前はコックリしていたのを娘に目撃されてしまいました。 広報誌の勉強をしていたのに、...

吉本寛恵さんは即座に「アウト・ドア、BBQとスノーボード。」ワイワイやるのが楽しいし、スノーボードは「習い始めて3年」とか、パウダーとスピード感がいいんだそうです。 ドライブも好きなようです。

高橋由美子さんは、「散歩・ウォーキング」と言った後で「ホントは深夜にクロス・ステッチに没頭してます。 肩が凝ってしまいますけどネ。」 静と動があるんですね。

大橋美由紀さんは「土日は高校生の娘の部活のバスケの合宿や遠征をサポートしています。」

県内ですかと聞いたら「岩手や新潟もあり、1泊することもあります。」とか。家族会のお付き合いも楽しそうでした。

以上が連合会のオールスタッフです。

まずはコミュニケーションを第一に和気あい合いと仕事をしています。

お近くにお越しの節はぜひお立ち寄り下さい。

今後ともよろしく願います。



平成 24 年度各種技能講習等実施計画表 (6月～9月)

栃木労働局長登録教習機関 (社) 栃木県労働基準協会連合会

実施月日	講習科目等	会場	締切
6	4(月)～5(火)	有機溶剤作業主任者技能講習	建設産業会館
	11(月)～13(水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	〃
	20(水)～21(木)	プレス機械作業主任者技能講習	〃
	25(月)～26(火)	鉛作業主任者技能講習	〃
7	2(月)～3(火)	有機溶剤作業主任者技能講習	建設産業会館
	9(月)～10(火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	〃
	13(金)	リスクアセスメント実務研修会(中災防主催)	〃
	23(月)～25(水)	第1種衛生管理者試験準備講習	〃
	30(月)～31(火)	有機溶剤作業主任者技能講習	建設産業会館
8	2(木)～3(金)	安全衛生推進者等養成講習(市町職員)	栃木県自治会館
	6(月)～8(水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	建設産業会館
	20(月)～21(火)	第2種衛生管理者試験準備講習	〃
	23(木)～24(金)	安全衛生推進者等養成講習(市町職員)	栃木県自治会館
	27(月)～29(水)	第1種衛生管理者試験準備講習	建設産業会館
9	3(月)～4(火)	有機溶剤作業主任者技能講習	建設産業会館
	6(木)～7(金)	栃木KYTトレーナー研修(中災防主催)	〃
	10(月)～11(火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	〃
	18(火)～19(水)	乾燥設備作業主任者技能講習	〃
	26(水)～27(木)	安全衛生推進者等養成講習	〃

受講申込案内

◆申込方法・申込用紙につきましては当連合会のホームページに詳細・書式がございますので、ダウンロードしてご利用下さい。

※ インターネットがご利用できない方は直接お問い合わせ下さい。

URL【<http://www.tochikiren.or.jp>】

(社) 栃木県労働基準協会連合会 (平日 9:00～17:00 土日祝は休業)

〒321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館4階

TEL: 028-678-2771 FAX: 028-678-2775 E mail: info@tochikiren.or.jp

【登録教習機関・栃木労働局長登録番号】

講習種類別	登録番号
プレス機械作業主任者技能講習	第62号
乾燥設備作業主任者技能講習	第64号
鉛作業主任者講習	第65号
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	第66号
有機溶剤作業主任者技能講習	第7号
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	第85号
安全衛生推進者等養成講習	第189号